**中華大学学生インターンシップ契約書（雇用関係版）**

甲（インターンシップ学生受け入れ機関）：

乙（インターンシップ学生在籍大学）　 ：中華大学学校財団法人中華大学

　　　丙（インターンシップ参加学生）　　　 ：

甲乙丙三者は「専科以上学校産学協同実施規則」（專科以上學校產學合作實施辦法）及び「労働基準法」（勞動基準法）など関係する労働法令の規定により、就業型インターンシップの実施に際し、甲は乙の学生（すなわち丙）を正規の職員として任用（雇用関係を伴う）、三者の協議を経て下記の条項を取り決める。

1. 甲の職責
2. インターンシップ課程の企画に参与し、丙のインターンシップ計画に基づいて、丙に対して関連する実務訓練を提供、実習部局への配属・インターンシップ時間の割り振りを行い、各種実務技能訓練を推進し人材を育成する。
3. 丙がインターンシップを開始する前の安全講習・インターンシップ場所での安全保護設備の配置及び関係する安全衛生措置計画に責任を持つ。
4. 乙の定期的な実地調査を受け入れるとともに、乙が派遣する指導教員と共同で丙の指導に責任を負い、インターンシップの成績算定にも参画する。

２．乙の職責

　　（１）専科以上学校産学協同実施規則第６条により、全学・学部など各階層においてインターンシップ委員会を設置し、インターンシップ関連任務の責任を負う。

　　（２）学科の発展及び専門核心能力に基づき、インターンシップ課程を適切に企画し、インターンシップ前に丙のために「学生個別インターンシップ計画」を定める。

　　（３）甲のインターンシップ場所の環境安全性及びインターンシップ権益の評価に責任を負う。

　　（４）インターンシップ指導教員を甲に派遣し、定期的に実地調査をするとともに丙を指導、丙の学習適応状況ならびに甲のインターンシップ契約履行状況を把握し、甲と共同で丙を指導しなければならない。

３．丙の職責

　　（１）インターンシップに関係する甲乙との規定を順守し、インターンシップ期間中の勤務態度と規律に注意し、甲及び乙の関係者の指導と査定を受け入れなければならない。これらに違反し、指導を受けても改善しない場合、甲乙はインターンシップを終了させ、関係規定により処理することができる。

　　（２）病気あるいは重大な事由によりインターンシップに規定された勤務時間に本来果たすべき義務を履行できないときは、規定に基づいて休暇の手続きをとらなければならない。

　　（３）「中華大学国際人文社会・スマートコマース学部学外インターンシップ実施規則」の規定を遵守しなければならない。

４．インターンシップの期間：　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで

５．インターンシップの内容

（１）開講学科・研究科：

　　（２）科目名称／必修選択の区別／単位数：

　　（３）区分：□学年度通年　□冬季休暇　□夏季休暇　□１学期間　□学期期間中

　　（４）就業場所：□政府機関　□企業　□その他機関　□学校付属機関

（５）時間数：　　 　時間を予定、実際の時間数は出勤状況から計算

（６）業種：

（７）機関名（正式名称を記入）：

（８）会社法人等番号：

　　（９）仕事内容：

６．インターンシップの場所

　　（１）名称と住所

　　　　　　名称：

　　　　　　住所：

　　（２）甲は乙及び丙の同意を経なければ、インターンシップ場所を変更することはできない。

７．毎日のインターンシップ時間：甲は丙の勤務時間については労働関係法令の規定に則って対応しなければならない。

　　（１）毎日の通常勤務時間及び休憩時間：毎日の通常勤務時間は８時間を、週単位で

は40時間をそれぞれ超えない：

　　　　　　　毎日　　　時　　　分から　　　時　　　分まで：

毎日の勤務時間計　　　　時間

（２）甲は乙ならびに丙の同意を経なければ、勤務時間の延長や休日・休暇日に勤務させることはできない。

８．インターンシップの賃金および福利：

甲は法にしたがって丙に賃金を支払わなければならない。賃金計算の基準及び福利は下記のとおりである。

　　（１）賃金：毎月の支払額　　　　　　　元、当該年度の最低賃金規定を下回ることはできない。甲が提供する賃金はその全額を丙に支給しなければならない。甲は丙の賃金からその全部または一部を控除し違約金あるいは賠償費用にすることはできない。

（２）福利

（ａ）宿舎：□無し　□無償提供　□有償提供．毎月　　　　　元

　（ｂ）食事：□無し　□無償提供　□有償提供，毎食　　　　　元

　（ｃ）送迎車／通勤手当：□無し　□無償提供

□有償提供，毎月　　　　　元

　　　　　　　　　　　　　□通勤手当，毎月　　　　　元

　　　　　　（ｄ）その他の福利：

　　（３）その他の労働権益：休憩時間及び休日、休暇に関する事項は、労働基準法や男女雇用機会均等法（性別工作平等法）、労働者休暇規則（勞工請假規則）など関連する労働法令の規定により処理する。

９．保険及び退職金：

　　　　丙のインターンシップ期間中、甲は関連法規に則り、丙に対して労働保険、労働

災害保険、雇用保険、健康保険を手配し、労働者定年退職金積立金の拠出を行うと

ともに規定に従って保険料を支払わなければならない。

10．不適応時の指導と変更方法：

　　　　丙がインターンシップに適応できなくなったときは、甲乙双方が共同で助言指導

をしなければならない。乙が判定するか、もしくは丙が引き続き不適応を示す場

合、乙は契約終了を提起し、丙のインターンシップ先を変更するか代替する他の課

程を履修するよう手配しなければならない。

11．インターンシップにおけるトラブルの調停と処理の方法

　　（１）インターンシップでトラブルが発生し、指導教員が調停しても解決できない場合は、中華大学国際人文社会・スマートコマース学部学外インターンシップ委員会の協議に委ねることができる。

　　（２）トラブルを処理する過程においては、関係者の参与を求めなければならない。必要な場合は労働関連法の専門家の参加を求めることができる。

12．インターンシップの成績評価と参加証明書の発行

　　　　甲・乙双方は、丙のインターンシップ計画あるいはインターンシップ課程企画が

定める基準にもとづき、丙のパフォーマンス及び報告内容について共同で評価して

成績を決め、合格した場合には単位を認定しなければならない。なお、必要に応じ

て書面によるインターンシップ参加証明書を発行することができる。

13．契約の発効、終了と解除

　　（１）本契約書は署名した日から発効する。

　　（２）三者が契約を終了解除する条件：甲が丙の権益に重大な損害を与えたとき、乙

は契約の終了もしくは解除を要求し、法にしたがって甲に損害賠償を要求する

ことができる。

14．本契約に関して甲乙丙間で争いが発生し、司法の判断を仰ぐときは、台湾新竹地方裁

　　判所を第一審とすることで三者が合意する。

15．本契約に定めのない事項については、専科以上学校産学協同実施規則、労働基準法、労働者保険条例（勞工保險條例）、労働者労働災害保険及び保護法（勞工職業災害保險及保護法）、雇用保険法（就業保險法）及び労働者定年退職金条例（勞工退休金條例）の関係法令など関連する規定に従って処理する。

16．本契約書は一式３部作成し、甲乙丙が各１部を保有するものとする。

甲 ：

用印處

代表者：

住所：

会社法人等番号：

担当者：

電話番号：

乙：中学大学学校財団法人中華大学

用印處

学長：

住所：30012　新竹市香山區五福路二段707號

会社法人等番号：98274518

担当者：

電話番号：

丙：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（インターンシップ参加学生の署名捺印）

身分証明書番号：

電話番号：

住所：

　　西暦 　 年 　月 　 日